

生活習慣病対策に係る連携協定書

栃木県（以下「甲」という。）と日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社（以下「乙」という。）は、甲の県民に対する生活習慣病対策において、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の県民に対する健康づくり事業に対し、甲及び乙が相互に連携・協力して行うことを通じて、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次項に掲げる事項について連携し協力するものとする。

2 乙は、健康づくりの推進、保健・医療体制の整備に向けた連携について次に掲げる事項に積極的に協力及び取り組むこととする。

（1）生活習慣病の発症及び重症化予防の普及・推進のための協力

（2）その他、随時又は緊急に甲と調整を行った事項

（具体的な取組内容）

第3条 前条第2項各号に掲げる事項における具体的な取組内容については、甲乙が協議の上、別途定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討、実施により得た当事者の秘密情報を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏えいし、又は本協定の実施以外の目的に使用してはならない。

（公表）

第5条 甲及び乙は、本協定締結の事実及び本協定に基づく連携・協力に係る取組みについて記者会見、プレスリリース、その他の手段で公表を行う場合には、事前に相手方にその内容、方法及び条件等を通知し、相手方の事前の承諾を得るものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7（2025）年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも終了の申出がない場合は、更に1年間有効期限を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第7条 甲及び乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙が協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

2 甲及び乙は、相手方が法令又は本協定の趣旨に反すると認めた場合は、本協定を解除することができる。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和6（2024）年8月20日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県知事

福田富一

乙 東京都品川区大崎二丁目1番1号

日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社

医療政策本部 部長

小林伸幸